

○香川県警察内部公益通報対応要綱の制定について

(令和4年7月1日付け例規香監察第98号)

香川県警察における内部通報の処理については、これまで「香川県警察内部通報処理要綱の制定について」(平成26年10月21日付け例規香監察第203号。以下「旧例規」という。)に基づき実施してきたところであるが、公益通報者保護法(平成16年法律第122号)の一部改正により、内部公益通報に適切に対応するために必要な体制の整備等が義務付けられたことから、別添のとおり「香川県警察内部公益通報対応要綱」を新たに定め、令和4年7月1日から実施することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、旧例規は、廃止する。

別添

香川県警察内部公益通報対応要綱

第1 目的

この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づく公益通報その他法の規定によらない職員等からの内部公益通報に適切に対応するため、法及び公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン（内部の職員等からの通報）（令和4年6月1日消費者庁。以下「ガイドライン」という。）を踏まえ、香川県警察（以下「県警察」という。）が自主的に取り組むべき基本的な事項を定めることにより、通報者又は相談者（以下「通報者等」という。）の保護を図るとともに、県警察の法令遵守を推進することを目的とする。

第2 用語の意義

この要綱において使用する用語の意義は、次のとおり当該用語ごとに定めるところによる。

- (1) 内部公益通報 次に掲げる通報であって、不正の利益を得る目的、他人に損害を与える目的その他の不正の目的でないものをいう。
 - ア 県警察の職員（以下「職員」という。）、県警察の取引先の労働者又は役員、これらに該当する者であったものその他の県警察の法令遵守を確保する上で必要と認められる者（以下「職員等」という。）が、県警察（県警察の事業に従事する場合における職員その他の者を含む。）についての法令違反行為又はその疑いのある事実を県警察に通報すること。
 - イ 職員等が、職員についての香川県職員倫理条例（平成13年香川県条例第6号）、香川県警察職員倫理規程（平成13年香川県警察本部告示第3号）若しくは香川県警察職員の服務に関する訓令（平成12年香川県警察本部訓令第12号）の規定に違反する行為又はその疑いのある事実を県警察に通報すること。
- (2) 内部公益通報受付窓口 内部公益通報を受理し、及び内部公益通報に関連する相談（匿名又は仮名の者からのものを含む。以下同じ。）を受け付けるための窓口をいう。
- (3) 外部窓口 内部公益通報を受理し、及び内部公益通報に関連する相談を受け付けるために県警察の外部に設けた窓口をいう。

第3 内部公益通報受付窓口の場所等

1 内部公益通報受付窓口の場所

- (1) 内部公益通報受付窓口は、警務部監察課に設置する。
- (2) 外部窓口は、香川県公安委員会に設置する。

2 内部公益通報等の受付

内部公益通報受付窓口は、内部公益通報又は内部公益通報に関連する相談（以下「内部公益通報等」という。）を電話及び電子メールにおいて受け付けるほか、口頭又は書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）により受け付け、外部窓口は、内部公益通報等を適宜の方法により受け付ける。

3 内部公益通報対応業務従事者の指定

- (1) 内部公益通報受付窓口において受け付ける内部公益通報に関して公益通報対応業務を行い、かつ、当該業務に関して公益通報者を特定させる事項を伝達される職員（以下「従事者」という。）は、公益通報対応業務に必要な適性及び能力を有する者として監察課長が定めるものとする。
- (2) 監察課長は、従事者を定める場合には、その都度、本人に通知しなければならない。
- (3) 監察課長は、公益通報対応業務に必要な従事者の知識及び技能の向上を図るための措置（公益通報者を特定させる事項の取扱いに係るものを含む。）を講じるものとする。

4 内部公益通報受付窓口への連絡

従事者以外の職員（外部窓口の事務に従事する場合における当該職員を除く。）は、内部公益通報及び内部公益通報に関連する相談（以下「内部公益通報等」という。）を受けたときは、遅滞なく、内部公益通報受付窓口への連絡その他の適切な措置を講じなければならない。

5 秘密保持等の徹底及び範囲外共有等の防止

- (1) 内部公益通報等への対応に関与した職員（内部公益通報等への対応に付随する職務等を通じて、内部公益通報等に関する秘密を知り得た職員を含む。）は、内部公益通報等に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。
- (2) 内部公益通報等への対応に関与した職員は、知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- (3) 監察課長は、職員が公益通報者を特定させる事項を必要最小限の範囲を超えて共有すること（以下「範囲外共有」という。）を防ぐための措置をとり、範囲外共有が行われた場合には、適切な救済及び回復の措置を講じるものとする。
- (4) 監察課長は、職員が、公益通報者を特定した上でなければ必要性の高い調査が実施できないなどのやむを得ない場合を除いて、公益通報者を特定しようとする行為（以下「通報者の探索」という。）を行うことを防

ぐ措置を講じるものとする。

6 利益相反関係の排除

- (1) 職員は、自らが関係する内部公益通報等への対応に関与してはならない。
- (2) 監察課長は、内部公益通報受付窓口において受け付けた内部公益通報等に関して行われる内部公益通報対応業務について、事案に係る者を内部公益通報対応業務に関与させない措置を講じなければならない。
- (3) 監察課長は、内部公益通報等への対応の各段階において、内部公益通報対応業務に関与する職員が内部公益通報等に係る事案に利益相反関係を有していないことを確認しなければならない。

第4 内部公益通報等への対応手順

1 内部公益通報の受理等

- (1) 監察課長は、通報があったときは、法、ガイドライン等の趣旨を踏まえ、誠実かつ公正に対応し、受理すべき内部公益通報に該当するか否かを判断しなければならず、通報の受付を拒んではならない。
- (2) 監察課長は、電子メール又は書面の送付によって通報がなされた場合には、速やかに通報者に対して当該通報を受け付けた旨を通知するよう努めるものとする。
- (3) 監察課長は、職員等から受け付けた通報が内部公益通報に該当すると認められるときは、通報者に対し、当該通報を内部公益通報として受理した旨を遅滞なく通知しなければならない。この場合において、監察課長は、当該内部公益通報に関する秘密保持及び個人情報保護に留意しつつ、通報者の氏名及び連絡先（匿名による内部公益通報の場合を除く。）、当該内部公益通報の内容となる事実等を把握するとともに、通報者に対し、当該通報者に対して不利益な取扱いが行われないこと、当該内部公益通報に関する秘密は保持されること、個人情報は保護されること、内部公益通報の受理後の手続の流れ等を説明するものとする。ただし、通報者が説明を望まない場合、匿名による内部公益通報であるため当該通報者への説明が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。（(2)、(4)及び(5)、2(1)及び(4)並びに3(4)に規定する通知においても同様とする。）。
- (4) 監察課長は、通報者から受けた通報が内部公益通報に該当しないと認めるときは、当該通報者に対し、当該通報を内部公益通報として受理しないこと及びその理由を遅滞なく通知しなければならない。
- (5) 監察課長は、内部公益通報を受理したときは、通報者に対し、当該内部公益通報を受理してからその対応を終えるまでに必要と見込まれる期

間を遅滞なく通知するよう努めるものとする。

2 調査の実施等

- (1) 監察課長は、調査の必要性を十分に検討し、正当な理由がある場合を除いて、必要な調査を実施するものとする。また、通報者に対し、適正な業務の遂行又は利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合を除き、調査を行う場合はその旨及び着手の時期を、調査を行わない場合はその旨及び理由を、それぞれ遅滞なく通知しなければならない。
- (2) 監察課長は、調査を行う場合には、通報者が特定されないよう、当該内部公益通報に関する秘密保持及び個人情報保護に十分に留意しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で調査を行うものとする。
- (3) 監察課長は、調査の方法、内容、進捗状況等を適宜確認するなどして、調査の適正性を確保するとともに、その進捗を適切に管理しなければならない。
- (4) 監察課長は、適正な業務の遂行又は利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合を除き、通報者に対し、調査の進捗状況を適宜通知するとともに、調査結果を可及的速やかに取りまとめ、これを遅滞なく通知するものとする。

3 是正措置等の実施等

- (1) 監察課長は、調査の結果、法令違反行為等の事実が明らかになったときは、当該行為等をした職員が所属する部署その他の内部公益通報への対応に関係する部署に対し、通知するものとする。
- (2) 通知を受けた所属長は、速やかに、当該事案の是正措置、再発防止策等（以下「是正措置等」という。）をとるとともに、当該是正措置等の内容を監察課長に連絡するものとする。
- (3) 監察課長は、必要があるときは、当該行為等に係る関係者を処分する手続を行うものとする。
- (4) 監察課長は、是正措置等をとったときはその内容を、内部公益通報に係る法令違反行為の事実がないときはその旨を、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、通報者に対し、速やかに通知するものとする。

第5 報告

1 本部長への報告

監察課長は、本部長に対し、受理した内部公益通報の内容並びに調査結果及び是正措置等の内容を遅滞なく報告しなければならない。

2 香川県公安委員会への報告

本部長は、1による報告を受けたときは、香川県公安委員会に対する報告を行うものとする。

第6 通報者等の保護等

1 不利益な取扱いの禁止等

- (1) 従事者は、通報者等の個人情報を従事者以外の者に対し、提供してはならない。ただし、監察課長が、内部公益通報への対応に必要があると認め、かつ、通報者等の同意がある場合は、この限りではない。
- (2) 監察課長は、職員が、通報者等に対する不利益な取扱いを行うことを防止する措置を講じるものとする。
- (3) 本部長は、通報者等に対する不利益な取扱いを行った者に対し、行為態様、被害の程度、その他情状等の諸般の事情を考慮して、懲戒処分その他適切な措置を講じるものとする。範囲外共有や通報者の探索を行った職員、当該内部公益通報等に関する秘密を正当な理由なく漏らした職員及び知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した職員についても同様とする。

2 通報者等のフォローアップ

監察課長は、内部公益通報等への対応を終えた後、通報者等に対する不利益な取扱いが行われていないかを適宜確認するなど、通報者等の保護に係る十分なフォローアップを行うものとする。その結果、不利益な取扱いが認められる場合には、適切な救済・回復の措置を講じるものとする。

第7 意見又は苦情への対応

監察課長は、通報者等から当該内部公益通報等への対応に関する意見又は苦情の申出を受けたときは、迅速かつ適切に対応するよう努めるものとする。

第8 是正措置等の実効性評価

監察課長は、内部公益通報等への対応を終えた後、是正措置等が十分に機能していることを適切な時期に確認し、必要があると認めるときは、新たな是正措置等その他の改善を行うものとする。

第9 関係事項の公表等

1 関係事項の公表

内部公益通報等に関する秘密保持及び個人情報保護並びに適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障のない範囲において、県警察における内部公益通報等への対応の仕組みの運用状況に関する情報を公表するとともに、その運用状況の概要を職員に周知するものとする。

2 運用状況の評価及び改善

内部公益通報対応体制の運用状況について、職員等及び中立的な第三者

の意見等を踏まえて評価及び点検を行うとともに、事業者による先進的な取組事例等を参考にした上で、必要に応じて、当該内部公益通報対応体制等を継続的に改善するものとする。

第10 その他

1 関連資料の管理

関係部署は、内部公益通報等への対応に係る文書等を、香川県警察の文書管理に関する訓令（平成14年香川県警察本部訓令第3号）に基づき、通報者の秘密保持及び個人情報の保護に留意して、適切に管理しなければならない。

2 従事者以外の職員への内部公益通報

従事者以外の職員は、内部公益通報を受けたときは、上司への報告、内部公益通報受付窓口への通報その他適切な措置を遅滞なく講じるものとする。

3 県民等からの情報提供

(1) 従事者以外の職員は、県民等（匿名又は仮名の者を含む。）から内部公益通報に関連する情報提供をされたときは、遅滞なく、内部公益通報受付窓口への連絡その他の適切な措置を講じるものとする。

(2) 監察課長は、(1)により内部公益通報に関連する情報提供を受けたときは、第4の2(2)並びに3(1)、(2)及び(3)に準じて、適切に対応するものとする。

4 協力義務

(1) 職員は、正当な理由がある場合を除き、内部公益通報及び内部公益通報に関連する情報提供に関する調査に誠実に協力しなければならない。

(2) 職員は、内部公益通報について、他の行政機関その他公の機関から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行うものとする。